

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正	(土木政策課) 1
○建築基準法による道の指定	(建築指導課) 1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 1
○土地改良区の定款変更の認可	(") 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2

告 示

高知県告示第674号

高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱（平成18年12月高知県告示第772号）の一部を次のように改正する。

令和5年10月20日

高知県知事 濱田 省司

第1条中「）及び」を「）並びに」に改める。

第2条中「次条」を「第3条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による資格審査の手続）

第2条の2 資格審査（第8条の規定による会社の合併等による入札参加資格の承継の審査及び第9条第1項の規定による入札参加資格の再審査を除く。以下同じ。）は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和3年高知県規則第72号）第4条第1項に規定する電子情報処理組織であって資格審査に係るもの（以下「高知県入札参加資格共同電子申請システム」という。）を使用する方法により行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、電子情報処理組織による資格審査の手続について必要な事項は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年高知県条例第65号）及び高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の定めるところによる。

第3条第1項から第3項までを次のように改める。

資格審査は、原則として2年ごとに実施するものとする。た

だし、知事が必要があると認めるときは、当該年度以外においても実施することができる。

2 資格審査は、当該資格審査を申請する日（以下「申請日」という。）前の直近の10月1日を審査基準日として実施するものとする。

3 資格審査を申請しようとする者は、知事が別に定める競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）に記載すべきこととされている事項を当該資格審査を申請しようとする者の使用に係る電子計算機から高知県入札参加資格共同電子申請システムに入力して申請を行わなければならない。

第3条第4項第1号ア中「受けていない」を「有していない」に改め、同号イただし書中「資格審査を申請する日」を「申請日」に改め、同号ウ中「資格審査を申請する日（以下この号において「申請日」という。）」を「申請日」に改め、同号カ中「オ」を「カ」に改め、同号カを同号キとし、同号オの次に次のように加える。

カ 申請日までに企業規模に応じたコンプライアンス基本方針を策定していない者

第3条第4項第2号ア中「前号ア及びエからカまで」を「前号ア、エ、オ又はキ」に改め、同号イただし書中「資格審査を申請する日」を「申請日」に改める。

第3条に次の1項を加える。

5 前各項に定めるもののほか、資格審査の申請について必要な事項は、知事が別に定める申請要領の定めるところによる。

第4条第1項中「当該資格審査を申請する日」を「申請日」に、「及び翌々年度の」を「の4月1日から」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「規定により」を「規定に基づき」に、「当該資格審査を申請する日」を「申請日」に、「翌年度の」を「翌年度の4月1日から」に改める。

第5条中「資格決定通知書」を「資格決定通知書に記載すべきこととされている事項を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、高知県入札参加資格共同電子申請システム」に改める。

第6条中「及び」を「又は」に、「変更届（様式は、任意とする。）を知事に提出しなければ」を「、知事が別に定める高知県測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届に記載すべきこととされている事項を当該変更の届出をしようとする者の使用に係る電子計算機から高知県入札参加資格共同電子申請システムに入力して知事に届け出なければ」に改める。

第7条第2号中「第3条第3項の測量、建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請要領」を「第3条第5項の申請要領」に改め、同条第3号中「第3条第4項第1号エからカまで及び」を「第3条第4項第1号エからキまで（高知県外に主たる営業所を有する者にあつては、同号カを除く。）又は」に改める。

第9条第2項第1号中「競争入札参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等業務）」を「競争入札参加資格再審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和5年度における追加の資格審査の申請及び有効期間の特例）

3 令和5年度において令和4年度に実施された資格審査に係る入札参加資格を有する者は、第3条第1項の規定にかかわらず、新たな業務について追加の資格審査を申請することができる。この場合において、当該申請に係る入札参加資格の有効期間は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該入札参加資格が決定された日から令和6年3月31日までとする。

附 則

この告示は、令和5年10月20日から施行する。

高知県告示第675号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

令和5年10月20日

高知県知事 濱田 省司

土佐市高岡町字西土居乙3089番2地先から乙3092番1地先に至る延長50メートルの道

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、仁ノ土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があつた。

令和5年10月20日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	小畑 定範	高知市春野町西畑1885-1
〃	野村 貞美	〃 〃 1695
〃	中村 雅彦	〃 春野町仁ノ3067
〃	竹崎 和宏	〃 〃 3373
〃	田村 彰啓	〃 〃 391
〃	奥村 学	〃 〃 1513
〃	小島 幸助	〃 〃 1768
〃	新階 斉	〃 〃 1679
〃	新階 和博	〃 〃 1670
〃	松岡 義之	〃 〃 2
監事	矢野 敦史	〃 〃 3132-1
〃	氏川 文男	〃 〃 57
〃	濱口 示一	〃 〃 3122
(就任)		

理事 野村 浩久 高知市春野町西畑1571番地
 " 小畑 定範 " " 1885番地1
 " 田村 彰啓 " 春野町仁ノ391番地
 " 岡本 和好 " " 1784番地
 " 小島 一哉 " " 1758番地
 " 矢野 敦史 " " 3132番地1
 " 松岡 義之 " " 2番地
 監事 濱口 示一 " " 3122番地
 " 奥村 学 " " 1513番地



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、仁ノ土地改良区の定款の変更を令和5年9月21日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年10月20日

高知県知事 濱田 省司



都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和5年10月20日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和5年9月12日 5高須土第1151号	須崎市多ノ郷字清宗 甲3764番ほか8筆	須崎市多ノ郷甲 3751番地11 土佐くろしお農業 協同組合 代表理 事 矢野 俊二